り算定した点数（一般競争（指名競争）参加資格認定通知書の記２の点数）が次に掲げる点数をすべて満たす者であること。

①　単体の場合

電気工事　1,100点以上

②　共同企業体の場合

構成員の代表者

電気工事　1,100点以上

代表者以外の構成員

電気工事　950点以上

⑷　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記２⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

⑸　平成23年度以降に元請けとして完成・引渡しが完了した特高変圧器を含む特高受変電設備（受電電圧22ＫＶ以上）の新設又は全面更新工事を施工した実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。

ただし、経常建設共同企業体にあっては、経常建設共同企業体又は構成員のうち一者が上記の施工実績を有すること。

⑹　共同企業体の構成員は、建設業法（昭和24年法律第100号）上の電気工事業につき、許可を有しての営業年数が５年以上であること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であっても同等として取り扱うことができるものとする。

⑺　共同企業体の構成員の数は、２又は３社とする。

⑻　共同企業体の結成方法は、自主結成とすること。

⑼　共同企業体の構成員の最小出資比率は、均等割の10分の６を下回らない範囲とすること。

⑽　共同企業体の代表者は、施工能力が最大で、かつ、出資比率が構成員中最も高いものとすること。

⑾　単体又は共同企業体の代表者は、次に掲げる基準を満たす監理技術者を当該工事に専任で配置できること。

①　１級電気工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、これらと同等以上の資格を有する者として国土交通大臣が認定した者であること。

②　平成23年度以降に元請けとして完成・引渡しが完了した、特高受変電設備（受電電圧22ｋＶ以上）又は病院における変圧器容量500ｋＶＡ以上の高圧受変電設備の新設又は全面更新工事を施工した実績を有すること。

なお、監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずる者であること。

⑿　共同企業体の場合の代表者以外の構成員については、上記２⑾①に定める国家資格を有する主任技術者又は監理技術者を専任で配置できること。なお、監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずる者であること。

⒀　申請書及び資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、文部科学省又は国立大学法人佐賀大学から「建設工事の請負契約に係る指名停止等の措置要領について」（平成18年１月20日付け17文科施第345号文教施設企画部長通知）（以下「指名停止措置要領」という。）に基づく指名停止措置を受けている期間中でないこと。

⒁　上記１⑵に示した工事に係る設計業務等の受託者（協力を受ける他の建設コンサルタント等を含む。以下同じ。）又は当該受託者と資本若しくは人事面において一定の関連がある建設業者でないこと。

⒂　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。（上記２⑸の基準に該当する者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。（入札説明書参照））

⒃　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、文部科学省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。（入札説明書参照）

⒄　建設業法施行規則第18条の２に定める経営事項審査を受審していること。

３　総合評価に関する事項

⑴　落札者の決定方法

①　入札参加者は、「価格」及び「技術提案書等」をもって入札を行い、次の㋐、㋑の要件に該当する者のうち、下記３⑵③によって得られる数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

㋐　入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

㋑　評価値が、標準点を予定価格で除した数値（基準評価値）に対して下回らないこと。

②　上記３⑴①において、評価値の最も高い者が２者以上ある時は、くじを引かせて落札者を決定する。

⑵　総合評価の方法

①　標準点を100点とする。加算点は最高32点とし、技術提案書等の内容に応じ与える。なお、「ＶＥ提案とＶＥ提案に基づく施工計画」については、入札説明書の別冊図面及び別冊仕様書に参考として示した標準案により入札に参加する（技術提案を行わない）場合は、「ワーク・ライフ・バランス等の推進」及び「工事全般の施工計画」に関して、加算点を算出し与える。

②　加算点は、評価項目毎に評価を行い、各評価項目の評価点数の合計を「加算点」として与える。（満点は32点）下記３⑶②㋑において「不適切（欠格）」の評価を受けた者については、入札の参加は認められない。

③　価格及び価格以外の要素による総合評価は、入札参加者の「標準点」と「加算点」の合計を当該入札者の「入札価格」で除して得た「評価値」をもって行う。

⑶　評価項目

本工事における「技術提案書等」については、以下の項目について評価する。（詳細は入札説明書による。）

①　企業の信頼性・社会性

㋐　ワーク・ライフ・バランス等の推進

②　企業の高度な技術力

㋐　ＶＥ提案とＶＥ提案に基づく施工計画

㋑　工事全般の施工計画

⑷　受注者の責により、採用された「ＶＥ提案とＶＥ提案に基づく施工計画」及び提案した「工事全般の施工計画」に基づく工事が実施されていないと認められる場合は、指名停止措置を行うものとする。

４　入札手続等

⑴　担当部局

〒840―8502 佐賀県佐賀市本庄町１番地
国立大学法人佐賀大学環境施設部企画管理課
総務主担当　電話番号0952―28―8968

⑵　入札説明書及び図面等の交付期間、交付方法、申し込み方法

①　令和８年８月26日（水）から令和８年９月15日（火）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前９時から午後５時まで（ただし、最終日は正午まで。）、電子メールにより交付する。入札説明書及び図面等を希望する者は、下記の申し込み先（交付用電子メールアドレス）に会社名、担当者名及び連絡先（会社住所、電話番号、ＦＡＸ番号、メールアドレス）を明記し、申し込むこと。

申し込み先：
kikaksom@mail.admin.saga-u.ac.jp

②　入札説明書及び図面等の交付に当たっては無料とする。

③　入札説明書及び図面等を申し込む際の電子メールの件名は、【入札説明書等申込】「佐賀大学（鍋島１）基幹・環境整備（特高受変電設備等）工事」（会社名称）とすること。

④　電子メールによる申し込み受信確認後、上記２⑶の適合者にデータのダウンロード用パスワードを記したメールを返信する。

⑶　申請書及び技術提案書等の提出期間、提出場所及び提出方法

令和８年８月26日（水）から令和８年９月16日（水）15時00分までに電子入札システムにより提出を行うこと。

ただし、発注者の承諾を得た場合は、令和８年８月26日（水）から令和８年９月16日（水）15時00分までに上記４⑴に持参又は郵送（郵便書留等の配達記録が残るものを必ず利用するものとする。）すること（土曜日、日曜日及び祝日を除く）。